



横浜開港祭ザブラスクルーズ
関東カラーガード コンテスト 2018



基本実施要項

日時：2018年6月10日(日)

会場：横浜文化体育館

共同主催：日本マーチングバンド協会 関東支部

横浜開港祭ザブラスクルーズ実行委員会

大会概要

横浜開港祭ザブラスクルーズ 関東 カラーガード コンテスト 2018

主 旨 より豊かな表現力・より高度な技術を追究し、活動の一層の発展と地域社会の活性化や芸術文化の向上に寄与する。

主 催 日本マーチングバンド協会関東支部／横浜開港祭ザブラスクルーズ 実行委員会

対象都県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県

日 時 2018年 6月 10日 (日) 10:30開演予定 16:30終演予定
※ ボールコート マーチングとの併催
※ 出演者会議は行いません。

10:00 10:30

16:30

	開 場	開 会 式	ボールコート マーチング	表 彰 式	カラーガード コンテスト 1. ジュニアの部 2. 高等学校の部 3. 一般の部	表 彰 式
--	--------	-------------	--------------	-------------	---	-------------

※終演時間は、参加団体数により前後することもあります。予めご了承下さい。

会 場 横浜文化体育館
(〒231-0032 神奈川県横浜市中区不老町2-7 TEL 045-641-5741)

入 場 料 無 料

駐 車 場 バス・トラックのみ 後日連絡

※駐車場に制限があるためカラーガード コンテスト出演団体はなるべく公共交通機関をお使い下さいますようお願いいたします。

申し込み方法

- ① 日本マーチングバンド協会関東支部ホームページより参加申込書・録音利用明細書をダウンロードする。
- ② 参加申込書はデータ入力完了後、保存をして関東支部事務局へ E-mail 添付して提出。
- ③ 録音利用明細書・音源使用許諾証明書（領収書がある場合は添付）・使用音源 CD・プログラム用写真を下記期間内に事務局に郵送。

申し込み〆切り 5月10日(木) 期限厳守

日本マーチングバンド協会関東支部 ホームページ URL : <http://www.m-bkanto.org>

カラーガード コンテスト専用 E-mail アドレス : cg.contest.kanto@m-bkanto.org

参加資格

1. 2017年度までの加盟登録を基本とするが新規の場合は **5月10日(木)** までに都県組織への団体加盟登録を済ませておくこと。マーチングバンドとしての加盟登録があればカラーガード単独としての加盟登録は必要なしとする。
 - (1) 大会参加は加盟登録名で参加すること。
 - (2) 全国大会に参加を希望する場合はこの大会に出場して参加資格を得ること。
上位30団体が全国大会への参加資格を得ることができる。(ジュニア、高等学校、一般の内訳はエントリー締め切り後決定する。)
 - (3) 全国大会にエントリーする場合の使用曲、人数等の変更は可とする。

 2. 参加メンバーは年間でその団体に所属している事。(短期メンバー補強は不可)

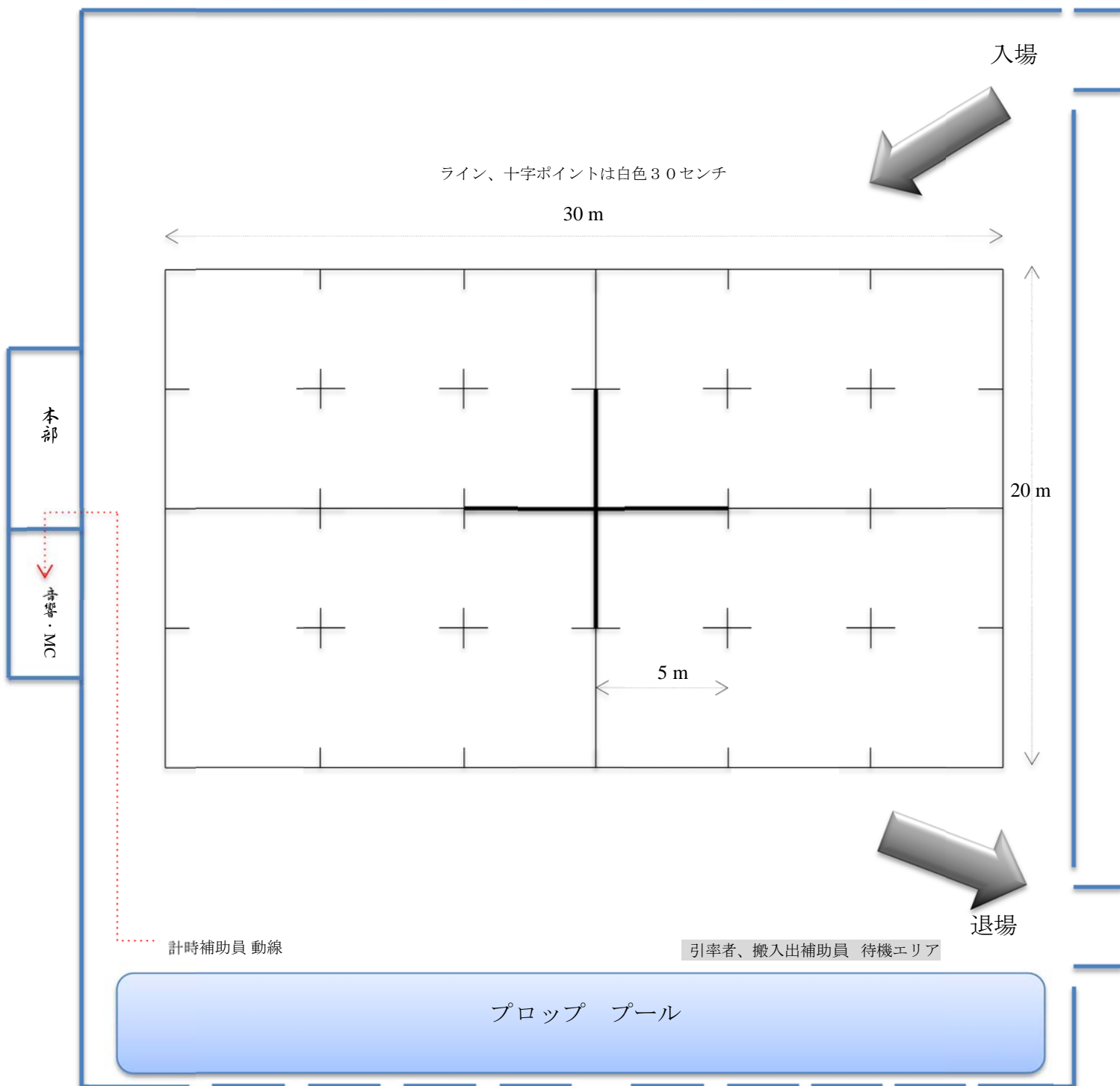
 3. **5月10日(木)**までに、下記の参加手続きを完了していること。
 - (1) 団体参加費の納入 (1団体 5,000円) ※納入された団体参加費は返却しない。

 - (2) 個人参加費の納入(構成メンバーのプログラム、傷害保険等の費用として)
※納入された個人参加費は返却しない。

<u>ジュニアの部(中学生以下)</u>	<u>1名</u>	<u>1,000円</u>
<u>高等学校の部、一般の部</u>	<u>1名</u>	<u>1,500円</u>

 - (3) 大会本部が指定した各種調査書類等の提出。
ホームページからダウンロードしてデータをおくるもの
 1. 参加申込書事務局へ郵送するもの
 1. 録音利用明細書
 2. 音源使用許諾証明書(領収書がある場合は添付)
 3. 使用音源CD
 4. プログラム用写真
- ※ 本大会で使用する音源については、各団体で必ず使用許諾を得ること。
また演技用CDの作成については、各団体で録音利用料を支払う。
(関東支部で手続きして立替払いしますので大会当日お支払い下さい。1曲あたり数百円程度です)

演技フロー



2F 正面 観客席

実施規定

1. 構成

★ジュニアの部（中学生以下）★

- (1) 単一加盟団体構成（但し、未就学児は除く）
- (2) 複数加盟団体の合同構成

登録引率者5名（演技計時補助員含む）、搬入出補助員10名までとする。

★高等学校の部★

- (1) 単一加盟団体の高校生構成
- (2) 同一学校法人内の高等学校および中学校の合同構成
- (3) 複数の公立高等学校による合同構成（公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中）

登録引率者5名（演技計時補助員含む）とする。

★一般の部★

- (1) 単一加盟団体による構成（但し、未就学児は除く）

登録引率者5名（演技計時補助員含む）とする。

2. 音源

本大会で使用する音源は、必ず各団体で申し込み受付期限までに使用許諾を得ること。（P8～P9参照）

遅くとも大会前日までに許諾が得られない場合は審査対象外となるので注意。

許諾が得られない場合、あるいは許諾を得るのに時間がかかる場合もあるので早めに準備を進めること。

また、演技用CDの作成については各団体で録音利用料を支払う。（関東支部で手続きして立替払いしますので大会当日お支払い下さい。1曲あたり数百円程度）

3.演 技

(1) 演技フロアー

- ①演技フロアーは 5m ポイント、横 30m×縦 20m とする。
- ②演技フロアーへの入場は構成メンバー、登録引率者（演技計時補助員含む 5 名まで）、搬入出補助員（ジュニアの部のみ 10 名まで）とする。

(2) 入退場

- ①演技フロアーへの入場口は実行委員会の指定した入場口を使用すること。
- ②構成メンバーは、係員の指示に従って入場し、演技終了後速やかに退場すること。

(3) 計時

計時とは演技計時補助員が「スタート」の合図から「ストップ」の合図までとする。
なお、入場開始から 30 秒以内で音源をスタートすることは禁止とする。

- ① 演技時間は ジュニアの部 4 分 30 秒以内
高等学校の部、一般の部 5 分 3 0 秒以内
- ②前の団体が退場後、係員の指示で入場し演技準備を行う。

(4) 手具

演技に使用する手具としてフラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務付ける。
楽器等の演奏は不可とする。

4. 器 物

「器 物」とは、手具類・コスチューム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

(1) 演技フロアーに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※規 格：1 m 8 0 c m × 1 m 2 0 c m × 1 m 5 0 c m 以内

※重 量：フロアー内を一人で持ち運びできる範囲内

- ① 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- ② 演技フロアー内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。
- ③ フロアーに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会審査委員長に提出すること。

- ① 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
- ② 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- ③ 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

(3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

(4) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

5. 搬入・搬出

- (1) 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 登録引率者は演技中以外での搬入出補助は可とする。演技中は指定の場所で待機していること。
- (3) ジュニアの部の登録引率者、搬入出補助員は演技時間内での演技以外の補助行為は可とする。

6. 審査

(1) 審査委員長の業務

審査委員長は審判を兼務して罰則の最終判断を行うとともに審査・審判業務を円滑に遂行する。

(2) 審査員の人数と業務

審査員は4名として、下記の内容について、点数を審査用紙に記載し、コメントをCDに記録する。

審査員は、構成別（ジュニアの部、高等学校の部、一般の部）に下記の内容を審査する。

- ア. 全体効果・・・・・・・・・・1名
- イ. デザイン分析・・・・・・・・・・1名
- ウ. 手具の技術・・・・・・・・・・1名
- エ. ムーブメントの技術・・・・・・・・1名

7. 罰 則

(1) 審査対象外

- ① 『1.構成』 規定に反した場合
- ② 『2.音源』 規定に反した場合

(2) 減点2点

- ① 『3.演技』 規定に反した場合
- ② 『4.器物』 規定に反した場合
- ③ 『5.搬入・搬出』 規定に反した場合

(3) 注意又は警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為のあった場合
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合
- ④ 上記に該当した団体は、実行委員会が警告書を発送する。

※2回連続警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失うこともある。

8. 成績判定・表彰

(1) 成績判定（順位の決定）

- ① 各審査員は前記6の(2)に基づき100点+100点の200点満点（小数点なし）で採点し、その平均点を算出する。
- ② 4人の審査員の点数を合計して平均点の高いものを上位とし順位を決定する。（小数点第2位までとして小数点第3位以下は切り上げ）
- ③ それぞれの団体の平均点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする
- ④ 得点が高点の場合は、下記の順序により順位を決定する。
 - ア. 同点団体のみによる席次点合計の少ない方を上位とする。

(2) 表 彰

★ジュニアの部（中学生以下）★

- ① 全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。
 - 金賞...80点以上
 - 銀賞...60点以上～80点未満
 - 銅賞...60点未満
- ② 最上位の団体に最優秀賞を授与する。

★高等学校の部★

- ① 全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。
 - 金賞...80点以上
 - 銀賞...70点以上～80点未満
 - 銅賞...70点未満
- ② 最上位の団体に最優秀賞を授与する。

★一般の部★

- ① 全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。
 - 金賞...80点以上
 - 銀賞...70点以上～80点未満
 - 銅賞...70点未満
- ② 最上位の団体に最優秀賞を授与する。

9. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) フロアーに入場できる人数は登録人数以内とするが、メンバーの変更は認める。
- (3) 出演順は、ジュニアの部、高等学校の部、一般の部ともに人数順とする。（最少人数団体が1番～最多人数団体が最後。）
- (4) 演技用音源について
使用する音源をCDに録音する場合、必ず著作権法に則った使用許諾及び録音使用申請を行うこと。
(P8～P9参照)

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。市販の CD を CD-R に録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

1. 下記のレコード会社の音源については団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。http://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/

- (1) 下記のレコード会社以外の場合は従来通り各社への許諾申請が必要です。
- (2) 複数の曲を使用する場合は使用曲全てに適用されます。
- (3) 許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意してください。

日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧
日本コロムビア株式会社
ビクターエンタテインメント株式会社
キングレコード株式会社
株式会社テイチクエンタテインメント
ユニバーサル ミュージック合同会社
日本クラウン株式会社
株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
株式会社ポニーキャニオン
株式会社ワーナーミュージック・ジャパン
株式会社バップ
株式会社ビーイング
エイバックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社
株式会社フォーライフ ミュージックエンタテインメント
株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ
株式会社ドリーミュージック
株式会社よしもとアール・アンド・シー
NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社
株式会社エル・ディー・アンド・ケイ
株式会社コナミデジタルエンタテインメント
株式会社ジェイ・ストーム
株式会社ハッツ・アンリミテッド
株式会社ランティス
株式会社スペースシャワーネットワーク
株式会社ランプリンズ・レコーズ
株式会社 SDR
株式会社ギャンビット
株式会社トイズファクトリー
株式会社フライングドッグ

最新の情報は日本レコード協会にご確認ください。

http://www.riaj.or.jp/f/pdf/leg/rec_license/151101_list.pdf

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。
 - (1) 日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出してください。
 - (2) 日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類および有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出してください。
 - (3) 大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任のもとに処理していただきますのでご承知おきください。

3. レコード会社の許諾が下りた音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する録音利用料が発生いたします。JASRAC への申請は主催協会で一括して行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担になりますのでご承知おきください。
(録音利用料金は1曲につき数百円です。大会当日にお支払いいただきますようお願いいたします。)

肖像権について

1. プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

お問い合わせ先

日本音楽著作権協会 (JASRAC) 03-3481-2121

<http://www.jasrac.or.jp>

日本レコード協会

http://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/

日本マーチングバンド協会関東支部 03-3843-5020

mbkanto@m-bkanto.org